

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	13104112576000
法人番号	3010002053389

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間			
派遣業		株式会社フェイドイン		(〒 105 - 0021) 東京都港区東新橋1-2-17 住友不動産汐留ウイング10階 (電話番号 03 - 5962 - 8148)				令和6年4月1日から1年間			
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)			
						1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	起算日 (年月日)	令和6年4月1日		
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
		② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻		
	番組制作の締切に間に合わせるため		ディレクター-プロデューサー	47人			1ヵ月に5日		原則10:00~24:00		
			記者	5人					但し業務の都合により変更する場合有		
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(チェックボックスに要チェック)</p>											



時間外労働に関する協定届(特別条項)
休日労働

様式第9号の2(第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数(6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数(任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	
期末期首および単発の特別編成に係わる業務	ディレクター	34人	15時間		6回	99時間		25%	720時間	25%	
大型イベント及び国政選挙や突発的な大事件	プロデューサー	13人	15時間		6回	99時間		25%	720時間	25%	
事故の取材の放送関係業務のとき	記者	5人	15時間		6回	99時間		25%	720時間	25%	
						1ヵ月60時間	を超えた場合	50%			
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する通知										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ⑥⑦	(具体的内容) 年次有給休暇についてまとまつた日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。心とからだの健康問題についての相談窓口の設置。									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>											
(チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和6年3月5日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 一般社員

氏名 原田 和子



協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(

立候補を受けWEB上での投票選挙

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和6年3月5日

使用者

職名 代表取締役社長

氏名 齋藤 寿弥



三田 労働基準監督署長殿

